

【全年次向け】

「自由のない休憩時間」「命じられた研修」「待機時間」...これらはすべて労働時間

残業代をしっかりともらおう！

生徒の皆さんのアルバイトに関する話を聞いていると、働いた分の給料がしっかりと支払われているかどうか疑問に感じる場合があります。「勤務開始時刻が9時だけれども、8時45分までに行き、制服に着替え始めないと怒られる」「勤務時間が終わった後に毎回片づけを15分ほどさせられる」などです。

(1) 自由のない休憩時間

労働時間が6時間を超える場合は45分以上の休憩を与えることが労働基準法(第34条)で定められています。

この休憩時間中「給料」は支払われていません。なので、次のような状況は休憩時間とは言えない可能性があります。

- 例1 「会社の受付電話を受けなくてはならない。」
- 例2 「休憩時間中に仕事の件で頻りに呼び出される。」
- 例3 「お客さんの人数が増えたら、すぐに駆け付けなければならない。」



(2) 命じられた研修

その研修が強制参加であれば、それは「会社が労働者を命令に従わせている時間」ということですから、完全に「労働時間」であると言えます。また、必ずしも強制参加であるということを知っていなかったとしても、参加しないと不利益が生じるようであれば強制されているのと同じですので、これも「労働時間」と言えます。

(3) 待機時間

労働時間とは「労働者が使用者の指揮命令下に置かれた時間」のことで、明確な指示がなくとも黙示の場合も含まれます。例えば、警備の業務に従事している人が待機中や仮眠中に警報がなった場合、直ちに業務に就くことが求められている場合などは労働時間

と言えます。

また、バス運転手の待機時間に関して、次のような裁判がありました。

バス運転、待機は「労働」福岡地裁が北九州市に賠償命令

2015年5月21日付 日本経済新聞

(4) 学校斡旋による就職活動で就職した卒業生の残業事情はどうか？

ある精密機器メーカーに就職した卒業生の話によると、「残業代は分単位で支給されている」「サービス残業は全くないです」と話をしてくれました。

その一方で、別の会社に就職した卒業生は「固定残業代を超過して働いた部分が支給されない」と訴えて、学校に相談にきました。その会社は他にもいろいろと問題があったようで、「会社での対応の仕方」「ハローワークへの報告・相談」「相談機関の紹介」等の支援をしました。その卒業生はよく考えた末、会社を辞めて別の会社に再就職しました。

〔引用〕労働基準法違反を許すな！<http://roudousha.net/> , 2015年5月21日付 日本経済新聞 (一部改)

〔画像〕いらすとや

「ふりがな」つきは裏面へ^{りめん}